

季節性インフルエンザワクチンについて

○予防接種法に基づく定期接種の対象者

- ①65歳以上の者
- ②60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に一定の障害がある者等
 - ※ B類疾病であり、接種の積極的勧奨や、本人の接種の努力義務はない。
 - ※ 定期接種対象者以外は、任意接種の形で接種。

○接種時期

インフルエンザは、例年12月～3月頃に流行する。なお、ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間から約5か月とされている。そのため、ワクチン接種は一般的には10月から12月中旬までの間に行われる。

○接種回数と接種量

予防接種法対象者の場合、0.5mlを1回皮下接種する。

※任意接種の場合、6か月以上3歳未満:0.25ml 2回接種（注）

3歳以上13歳未満:0.5ml 2回接種

13歳以上:0.5ml 1回接種(もしくは2回接種)

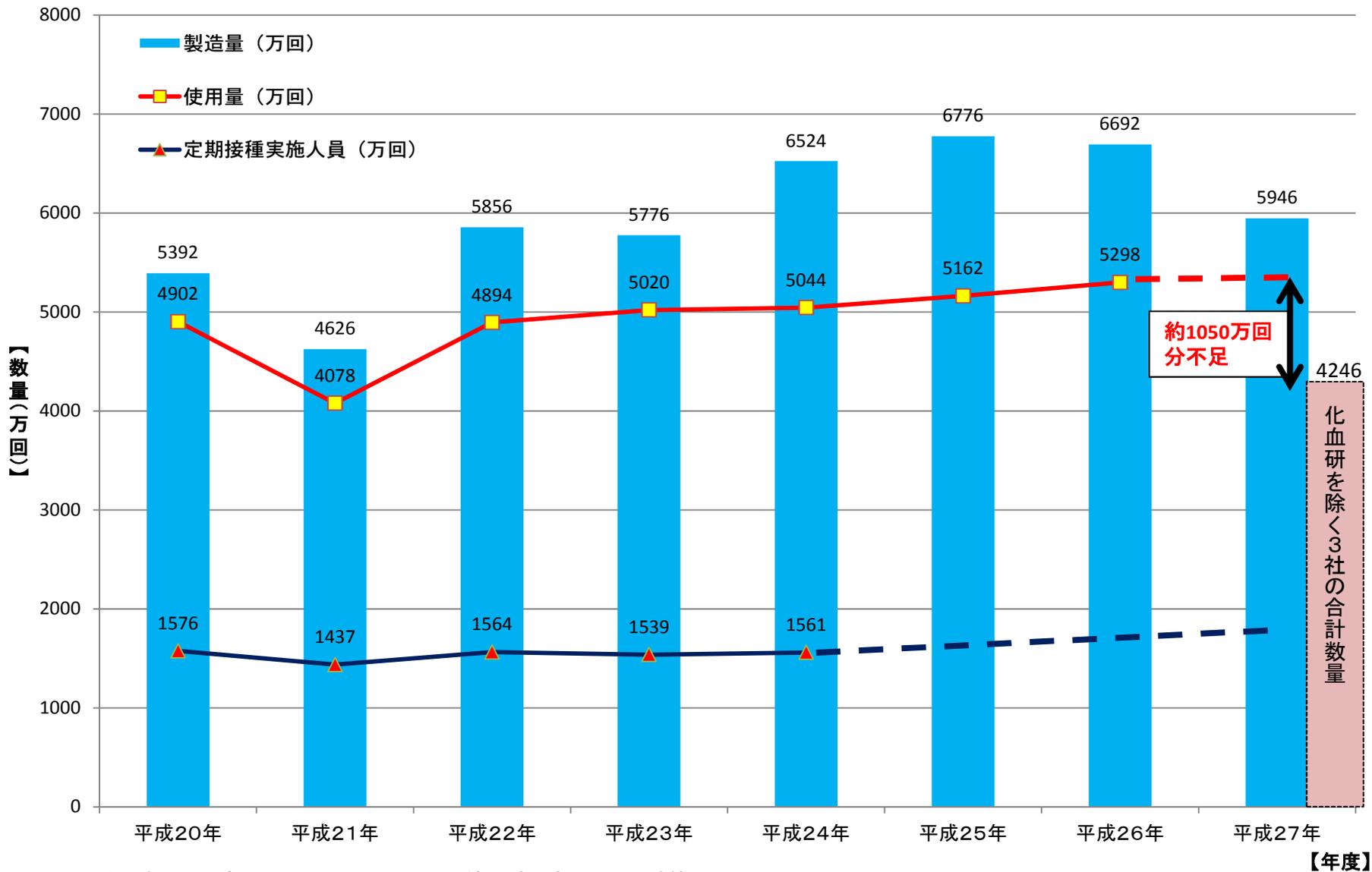
(注)一部のワクチンは、「1歳以上3歳未満の者 1回0.25ml 2回接種」となる。

○接種率

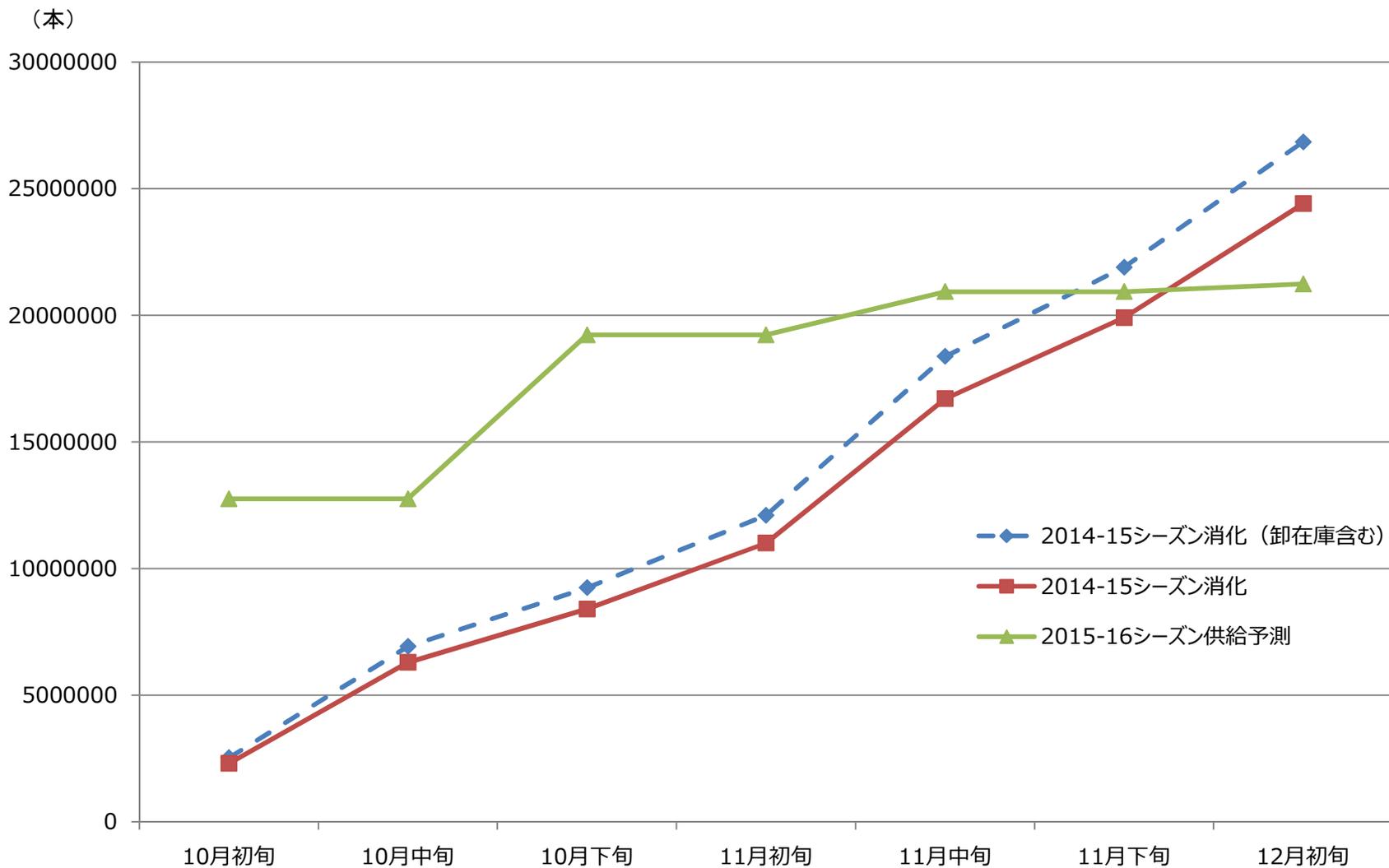
予防接種法に基づく定期接種の対象者(65歳以上の者等):例年50%前後(約1600万人)で推移。
(ワクチン約800万本に相当)

インフルエンザワクチン製造量及び使用量の推移

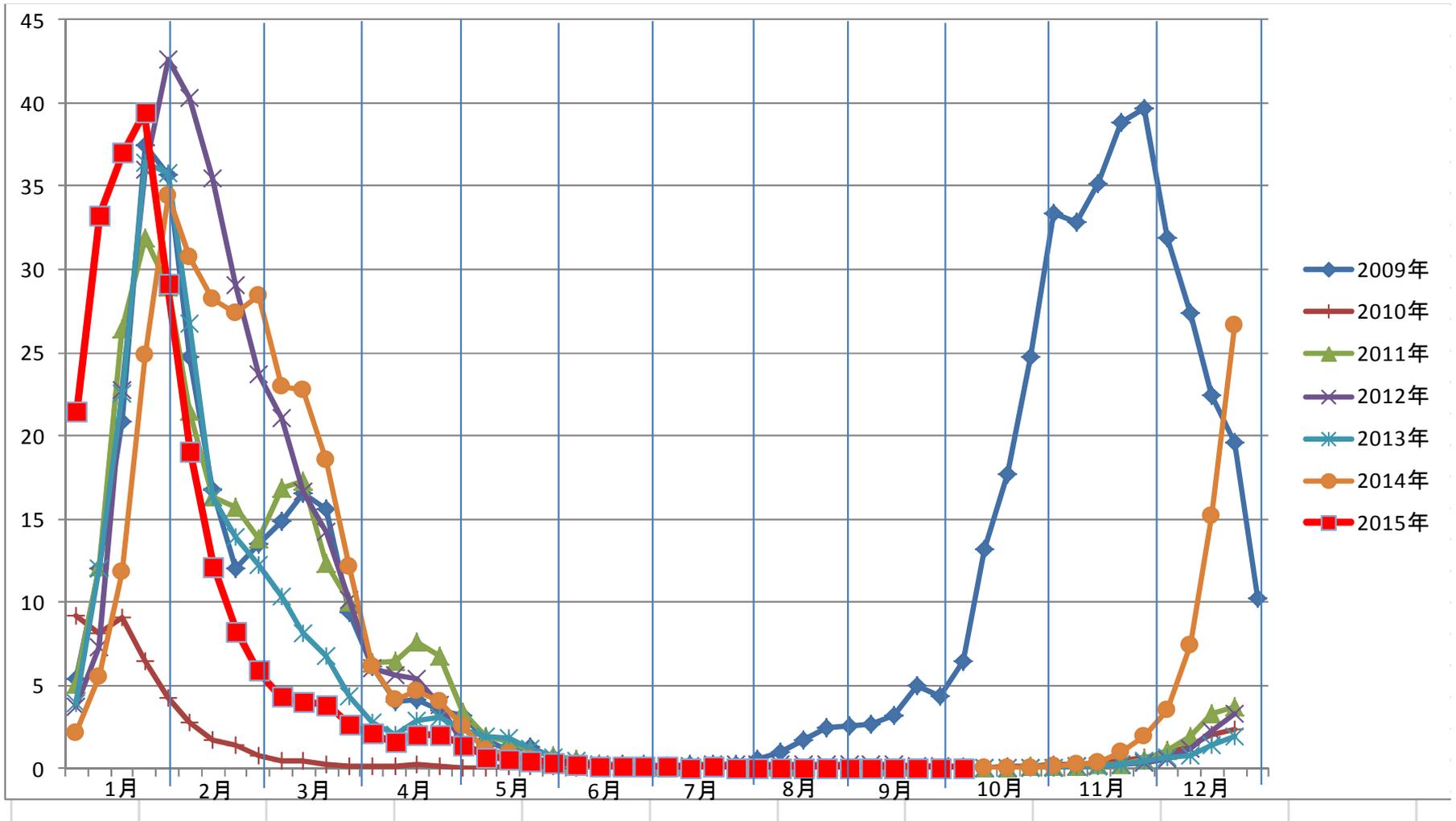
【平成27年6月現在】



インフルエンザワクチン供給量予測(化血研製品がない場合)



インフルエンザ 定点あたり報告数（年別）



出典:感染症発生動向調査